

## 13 厚生年金保険4 106万円の壁というミスリード

厚生年金保険加入（2）被保険者資格でお話しした通り、「年収106万円」を超えると第2号被保険者になるという表現はミスリードです。改めて理由を整理すれば、次の通りです。

1. 年収ではなく、雇用契約時の所定内賃金月額8.8万円である。
2. 所定内賃金月額8.8万円は、被用者保険適用基準の一部に過ぎない。例えば、週所定内労働時間が20時間未満であれば、所定内賃金月額8.8万円以上であっても、第2号被保険者とはならない。
3. 8.8万円は、1つの事業所の基本給であって、残業代や賞与は含まれない。社会保障給付、副業先や兼業先の収入も含まれない。

ところが、政府自身が「年収106万円」という表現を使ってきました。例えば、「社会保険適用拡大ガイドブック」がそうです。社会保険におけるもう1つの壁として認識されている「130万円」の方は、残業代や賞与、社会保障給付、副業収入などを含みます。包括的な収入です。106万円が130万円と併記されることで、あたかも106万円もあらゆる収入を含むかのような印象も与えます。なお、現在は、「年収106万円」から「所定内賃金月額8.8万円以上」に修正されています。

### かつて、政府のガイドブックでも「年収106万円」と表記

**配偶者の扶養の範囲内でお勤めの方**

**扶養基準(130万円)を意識せず働ける**

これまででは、被扶養配偶者の年収が130万円を超えると、保険料負担(国民年金・国民健康保険)が新たに発生するものの、保障内容に変化はありませんでした。これからは、年収106万円(月額8.8万円)を超える等の各種要件を満たした場合に、厚生年金保険(厚年)・健康保険(健保)に加入し保険料負担(厚年・健保)(労使折半)が新たに発生するものの、その分保障も充実します。

これまで	これから
●保険料のご負担 130万円超 ❶本人負担なし	●保険料のご負担 106万円超 ❶本人負担なし
国民年金・国民健康保険加入 ❶本人 22,500円/月	厚生年金保険・健康保険加入 ❶会社 12,500円/月 ❷本人 12,500円/月
●年金支給 国民年金のみに加入しているため年金は増額されません。 基礎年金(終身) 基礎年金(終身)	●年金支給 厚生年金に加入するため年金は増額されます。 基礎年金(終身) 基礎年金(終身)

※金額は一例であり、年収130万円の例です。

※金額は一例であり、年収106万円(月収8.8万円)の例です。

### 現在は修正、「所定内賃金月額8.8万円」に

これまででは、被扶養配偶者の年収が130万円以上になると、保険料負担(国民年金・国民健康保険)が新たに発生するものの、保障内容に変化はありませんでした。これからは、所定内賃金が月額8.8万円以上等の各種要件を満たした場合に、厚生年金(厚年)・健康保険(健保)に加入し保険料負担(厚年・健保)(労使折半)が新たに発生するものの、その分保障も充実します。

これまで	これから
●保険料のご負担 130万円以上 ❶本人負担なし	●保険料のご負担 月収8.8万円以上 ❶本人負担なし
国民年金・国民健康保険加入 ❶本人 22,700円/月	厚生年金・健康保険加入 ❶会社 12,500円/月 ❷本人 12,500円/月

(資料) 厚生労働省、日本年金機構「社会保険適用拡大ガイドブック」より抜粋

第11回で例示したように、週所定内賃金が8.8万円( $\times 12 = 105.6$ 万円)以上であっても、週所定労働時間が20時間未満であれば第2号被保険者とはなりませんし、たまたま発

生した残業代を加えて月の給与が 8.8 万円を超えたとしてもただちに第 2 号被保険者となる訳ではありません。ところが、実際には、パート主婦が第 3 号被保険者にとどまるために、(週所定労働時間にかかわらず) 年収を 106 万円未満に抑えたり、月々の収入を 8.8 万円未満に抑えたりするケースを耳にします。これらは本来不必要的就労調整であり、家計およびわが国経済にとっての損失なのですが、こうした事態の発生は、難解な制度と政府の説明のいわば限界と無関係ではないでしょう。

よって、制度をシンプルなものとしていくことが不可欠です。2025 年の年金改正により、被用者保険適用基準のうち所定内賃金月額 8.8 万円以上が撤廃されますが、こうした方向に沿っているといえます。